とくしま安²農産物(安²GAP)認証マーク表示基準

第1 目的

とくしま安²農産物(安²GAP)認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)第9条に規定するとくしま安²農産物(安²GAP)認証マーク(以下「認証マーク」という。)の使用に関する基準を次のとおり定める。

第2 使用

認証マークには、次の事項を一体的に記載するものとする。

- 1 認定区分
- 2 登録番号(登録番号の枝番は省略することができる。)
- 3 生産組織(者)の名称
- 4 商品の情報の問合せに対応する部署又は者
- 5 4に記載する部署又は者の連絡先

第3 使用範囲

- 1 要綱及びとくしま安²農産物(安²GAP)認証制度実施要領(以下「要領」という。) に基づいて認定を受けた生産者(以下「認定生産者」という。)
- 2 県
- 3 その他県が適当であると認める者

第4 使用用涂

- 1 認証マークによる表示は、シールによる農産物又は容器包装への貼付、容器包装への印刷又は商品に近接した場所への提示の方法によるものとする。
- 2 認証を受けた農産物を出荷する際の段ボール箱等に表示できるものとする。
- 3 認証を受けた農産物のPR用チラシやポスターに表示できるものとする。
- 4 認証を受けた農産物を紹介するポップや名刺等に表示できるものとする。
- 5 認証を受けた農産物の生産情報等を提供する際のホームページに表示できるもの とする。

第5 管理

- 1 消費者に正しい情報を伝達するため、要綱第3条に定める認証農産物が消費者に届くまで、適正に管理され、情報が正確に伝達される場合に認証マークを使用し、表示を行うものとする。
- 2 流通の際、認定生産者を明記する等の方法により、特定できるようにしなければならない。
- 3 認定生産者は、消費者等に誤解を与えるような方法で認証マークを表示してはならない。

第6 使用料

- 1 認証マークの使用料は、無償とする。
- 2 認証マークの印刷等の経費は、認証マークを使用する者が負担することとする。

第7 規格・デザイン

認証マークの規格は、別記1のとおりとする。

第8 各認証マークとの一体表示

次の農産物に係る用語及び認証マークと一体的に表示する場合は、各認証マーク 等の表示規定等に従わなければならない。具体的な表示については、別記 2 を参考 にするものとする。

- 1 有機農産物
- 2 エコファーマーが認定を受けた計画に沿って生産した農産物
- 3 統一ロゴマーク使用管理要綱及び統一ロゴマーク使用管理取扱内規に基づいて承認された者で、認証を受けた農産物

第9 使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命じる。

- 1 認定の辞退又は取消しがあった場合は、その日から認証マークを使用できないも のとする。
- 2 とくしま安²農産物認証マーク (旧制度に基づく認証マーク) については、今まで どおり使用できるが、できるだけ早く、本基準に基づく認証マークへ切り替えるも のとする。

附則 この表示基準は、平成16年6月18日から施行する。

平成20年4月1日 一部改正 平成20年10月22日 一部改正 平成23年5月2日 一部改正 令和5年4月1日 一部改正

別記 1

認証マーク規格

基本形を次のとおりとする。

- 1 a + b + c 30 mm以上
- 2 a + b + c = d
- 3 おおむね次の割合とすること。 a:b:c=5:4:2

4 色は単色でもかまわない。 多色の場合、「統一ロゴマーク基本デザインガイド」に従うこと。 標準色は次のとおりとする。



y100+c80



y100+m100



c100+m80

- 5 義務記載事項の文字の大きさは8ポイント(JIS規格)以上を確保する。 できない場合は、5.5ポイント以上とする。
- 6 表示する環境により基本形での表示が困難な場合は、上記の1、2、3 及びレイアウトを変更することができる。その場合は、県の確認を受け ること。
- 7 デザインについては、すだちくん安²ロゴマーク(図1~4)と、義務表 示事項(認定番号、生産者名称、問い合わせ先)を組み合わせることで、 利用できるものとする。

[表示例]

図 1



図 3



図 4

図 2





基本認定の表示例

а

b С



徳島県知事認定 第〇〇号 生産者名 〇〇 〇〇 TEL088-000-0000

d

優秀認定の表示例



徳島県知事認定 第〇〇号 生産者名 〇〇 〇〇 TEL 088-000-0000

基本認定(特別栽培)の表示例

優秀認定(特別栽培)の表示例



農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 徳島県知事認定 第〇〇号 〇〇〇 〇〇生産出荷部会 TEL 088-000-0000



農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 徳島県知事認定 第○○号 ○○○ ○○課○○○担当 TEL 088-000-0000

○特別栽培の認定を受ける場合、農林水産省の定める農産物認証 「農林水産省新ガイドラインによる表示」を記載すること。 詳しくは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を参照 すること。

加工食品の表示例



認定農産物(〇〇)を使用 徳島県知事認定 第〇〇号 JA〇〇〇 〇〇〇部会 TEL 088-000-0000 ○加工食品に表示する場合、 認定農産物を使用している旨 を含める必要がある。

別記 2

認証マークを表示する際に、他の認証制度の用語やマークを組み合わせて表示す

る場合の参考事例は次のとおりとする。 表示例のように、マークを組み合わせ、マークの内側または近接した場所に、他の認証制度等の規定に従い、用語等を表示しても良い。また、その際他の認証制度による表示を別に行うことを妨げるものではない。

(1) 一体に表示することができる用語

有機農産物 エコファーマー

(2) 一体的に表示することができるマーク





有機JASマーク

エコファーマーマーク



なっ!とくしまマーク (統一pゴマーク)



徳島県知事認定 第〇〇号 OOO OO生産出荷部会 TEL 088-000-0000



徳島県知事認定

第〇〇号 OOO OO生産出荷部会 I 088-00-00

表示例